

事業者の皆さま向け

# 電子契約のご利用について

**GMOグローバルサイン・ホールディングス**  
GMOサイン事業部

電子印鑑なら  
**GMOサイン**





## GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中心とした各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円（2019年12月）
従業員数	社員932名（2019年12月）
株式	東京証券取引所プライム（証券コード3788）
加盟団体（抜粋）	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

- 
- |                   |   |
|-------------------|---|
| クラウド・ホスティング<br>事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>販売実績24年</li><li>ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上</li></ul>  |
| セキュリティ・電子認証<br>事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上</li><li>SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上</li><li>国内シェアNo.1/海外シェアNo.3</li></ul> |





# 1 電子契約とは

## 電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

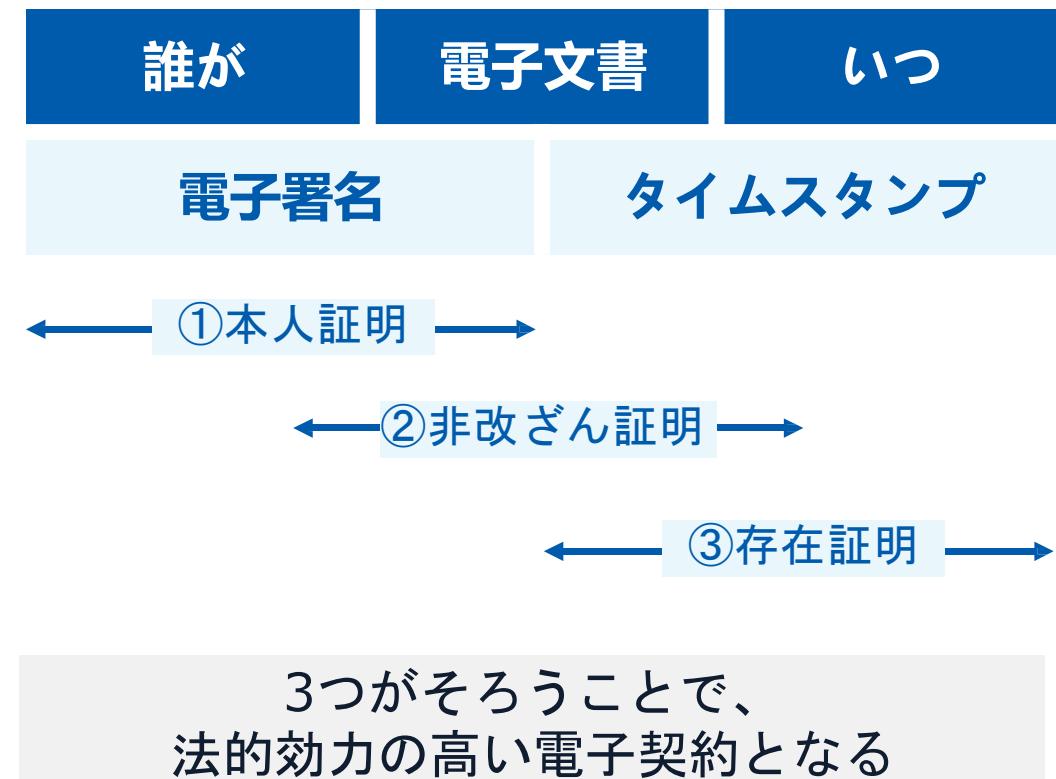
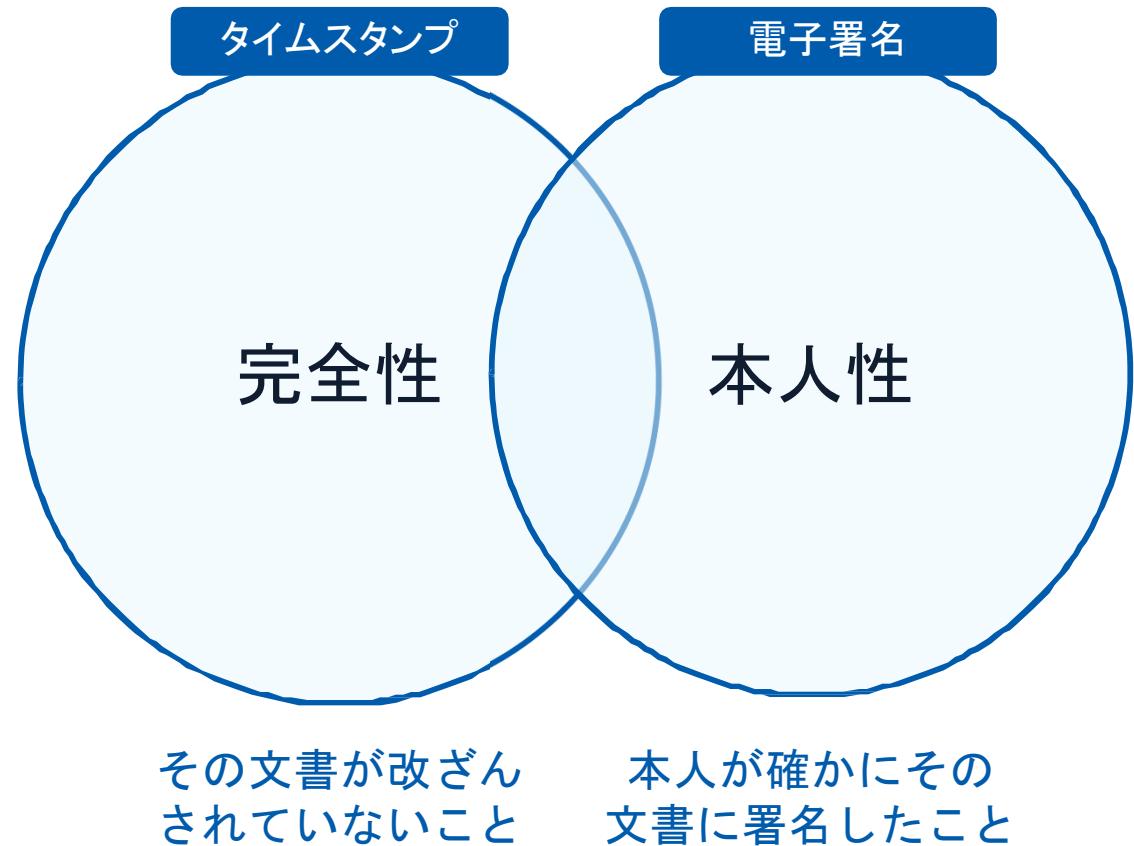
2

締結手続の高速化

3

ガバナンス  
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑orサイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



電子契約システムでメール認証などを行い  
契約当事者間の同意に基づく  
サービス事業者（立会人）の電子証明書（※）で署名



電子契約サービス事業者（立会人）が  
サービス事業者名義の電子署名

受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが  
あれば利用可能。費用負担もありません。

※電子証明書：電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、  
改変されていないことを証明するためのもの

電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け <b>上記いずれかの方法を充足する必要がある</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本データ通信協会の<b>認定タイムスタンプ</b>の押印</li> <li>認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認</li> </ul> <b>GMOサインは左記のうち①を充足している</b>
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	<b>システム（GMOサイン）から電子契約（電子で締結した契約書）をディスプレイ（パソコン等）に出力（表示）ができる</b> ことで要件を充足している
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) 見読性の確保 2) システム概要書類の備付 3) 検索機能 ※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

#### ▼参考資料

- ・[電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則](#)
- ・[電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律](#)
- ・[国税庁電子帳簿等保存制度特設サイト](#)

## 5つのポイント



### 身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携  
全世界で2500万枚の発行実績がある 証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす 電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



### Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用  
Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



### 税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応  
税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



### タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与  
／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



### 立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

## 安全性



### WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



### セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による  
せい弱性診断を定期的に実施



### 専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で生成  
・保管し、不正利用を防止



### ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに  
個別の暗号化を実施し安全に保管



### 通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し 盗み見  
や改ざんを防止



### データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ  
日次でバックアップしているほか  
月次・年次でもバックアップを実施



## 信憑性

### WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は  
国際的な電子商取引保証基準に準拠

### セキュリティ基準・認証取得済

ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014  
SOC2 Type-1 報告書 SOC2 Type-2 報告書  
ISMAP

## 内部統制



### 操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど  
各種操作を保存しており追跡が可能



### 多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に  
より社外からの業務外のアクセスや  
情報漏洩対策も万全



## サポート

### 連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム  
ウェブ会議システム・ウェブチャット



## 2 電子契約の運用

## 紙での契約事務との主な変更点

---

### 1 「電子契約利用申出書」の提出

- ・電子契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項を記入し、落札決定後當日中に経理管財課にメールで提出してください。

※電子契約運用開始後においても、事業者の希望により、紙での契約締結も可能です。

### 2 契約の流れ

- ・大田区が、電子契約サービス上に契約書類一式をアップロードし、事業者に契約書等の内容の確認及び電子署名の実施を依頼します。
- ・次に事業者は契約書等の内容の確認を行い、内容に誤りが無ければ電子署名を行います。
- ・その後、大田区が電子署名を行い、大田区が電子署名した時点で、契約が確定します。

## 紙での契約事務との主な変更点

---

### 3 電子契約の締結日と電子署名について

- ・契約書に記載した日が電子契約の契約締結日となります。

### 4 契約の効力について

- ・契約書に記載されている日とタイムスタンプで記録されている日が異なる場合は、契約書に記載されている契約締結日から電子契約の効力が発生するものとします。
- ・そのため、契約の効力に関して定めた「電子契約書の取扱いに関する特約」を電子契約書に添付します。

# 電子契約利用申出書について

**電子契約利用申出書**

大田区長 宛 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者職氏名

以下の案件の契約にあたり、電子契約サービスを利用して大田区と電子契約を締結することを希望します。

1 案件名 \_\_\_\_\_

2 契約締結を利用するメールアドレス  
大田区と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結を利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

【担当者】

役 職	
氏 名	

【契約締結権限者】

役 職	
氏 名	
e-mail アドレス	

3 アクセスコード  
電子契約書の署名を行う際、データの閲覧を行うために入力するパスワードです。半角数字4桁で設定してください。(例: 1234)

※ 電子契約ではフリーメール（自由にメールアドレスを取得し、ブラウザを通してメールを送受信できる無料サービス）を原則利用できません。

※ 電子契約システムで締結した契約書（＝電磁的記録）は、一定期間経過後にクラウドから削除します。そのため、契約締結完了後に届くメールより、PDFファイルを必ず保管してください。

※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

①電磁的措置の種類  
コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法  
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

## 「電子契約利用申出書」の提出について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、事業者のメールアドレスを確認する必要があります。

○届け出されたメールアドレスに、一定期間のみ有効なURLが記載されたメールが送信され、そのURLから契約書ファイルにアクセスして電子署名します。そのため、電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

### 【提出方法】

○落札等決定後、経理管財課契約担当にメールで提出してください。



### 3 契約締結の流れ

## はじめに：事業者様に次のような署名依頼メールが届きます

メール件名：「【大田区】 様より△△契約への署名依頼が届いています」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン<noreply@gmosign.com>」

### 操作手順

- 1 メール内の「文書を確認する」をクリックします。
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます。

メールの件名等は、上記に記載のとおりとなります。  
メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、  
契約書の内容の確認をお願いいたします。

確認して問題がなければ、署名を行ってください。仮に問題があった場合は、  
お手数ですが至急大田区までご連絡をお願いいたします。

## 文書を確認します



### 操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了する」をクリックします。
- 3 「完了する」をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

### 不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

# 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です



## 署名完了後：署名済文書の御案内のメールが届きます

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン  
<noreply@gmosign.com>」

①事業者、自治体双方の署名完了後、「電子署名完了のお知らせ」メールが事業者及び自治体の双方に届きます。  
その内容は、右の記載例のとおりです。

②メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が付与された契約書をダウンロードできます。

### 【御案内のメールの例】

電子印鑑なら  
**GMOサイン**

株式会社〇〇  
鈴木 太郎様

すべての手続が完了しました。  
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託

文書：

・電子契約サービス委託  
ダウンロード有効期間：14日間

## 契約書のダウンロード方法

①「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。

②再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。

③契約書をダウンロードできる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。

全ての手続きが完了しました  
全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。

文書1：電子契約サービス委託  
[↓ ダウンロード](#)

署名の進行状況

電子印鑑GMOサインで保管

Topへ戻る

GMOサイン

Not Found  
該当のページが見つかりませんでした。  
ご指定のURLが間違いないかご確認ください。

© GMO GlobalSign Holdings K.K.

## 4 電子署名の確認方法



## 【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です。  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
文書は、この署名が適用されてから変更されていません  
署名者のIDは有効です  
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。  
署名は LTV 対応です

署名の詳細

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本  
証明書の詳細...  
最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09:00  
フィールド: FIELD\_2336416\_0 (不可視署名)  
このバージョンを表示

バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。  
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内  
完成 : 着手の日から 日以内  
引渡し : 完成の日から 日以内  
第3条（代金）  
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。  
契約成立時 金 円  
引渡しの日 金 円  
第4条（注文者の負担）  
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。  
**契約書(原本)**  
は、この間の工事の追加・変更等ができる。ごく場合の工期や代金の変更について別途合意書を作成するものとする。  
2. 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)  
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを負うことのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。



## 5 困ったときは

ご不明な点は、お問い合わせください。

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

■電子印鑑GMOサイン運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク)
- ・受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日は除きます。)
- ・メールアドレス [support@cs.gmosign.com](mailto:support@cs.gmosign.com)
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

